

審第6141号-1
答申第381号
令和8年3月18日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県個人情報保護審議会
会長 石井 徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和6年8月16日付け〇〇セ第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第348号

令和6年6月11日付けで審査請求人から提起された、令和6年3月19日付け〇〇セ第〇〇号-2で行った保有個人情報開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が令和6年3月19日付け〇〇セ第〇〇号-2で行った保有個人情報開示決定（以下「本件決定」という。）につき、審査請求人が開示すべきとし、実施機関がなお不開示とすべきとしている部分について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和6年2月14日付けで、実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第1項の規定により、「請求者（〇〇）の〇〇年〇〇月から〇〇年〇〇月までの〇〇に関し、通報に関する資料、指定医による診察に関する資料、〇〇の決定に関する資料、入院中の指定医による診察に関する資料、退院請求に関する資料、入院時・入院中・退院時の〇〇における審査記録、入院中の請求者の医療記録、〇〇解除決定に関する資料を含む一切の記録・資料」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、「退院等の請求に係る資料の提供について（送付）」（以下「本件文書1」という。）、「退院等の請求に係る意見聴取について」（以下「本件文書2」という。）、「退院等の請求に係る〇〇の審査結果について（通知）」（以下「本件文書3」という。）、「退院等の請求の審査結果について（通知）」（以下「本件文書4」という。）、「〇〇の定期病状報告書について（送付）」（以下「本件文書5」という。）及び「〇〇の定期病状報告書について（送付）」（以下「本件文書6」といい、本件文書1から5までと併せて「本件文書」という。）に記録された保有個人情報を特定し、その一部を不開示とする本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、令和6年6月11日付けで、本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、本件審査請求を受けて、法第105条第3項による読み替え後の同条第1項の規定により、令和6年8月16日付け〇〇セ第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 本件審査請求の趣旨

本件決定のうち、次の不開示部分の開示を求める。

(ア) 本件文書1の不開示部分全部（ただし、指定医の氏名・印影、陳述者の氏名・続柄を除く）

(イ) 本件文書3のうち

a 「執行文」の「理由要旨」

b 「案文」の「理由要旨」

c 「退院請求の概要」の「備考」

d 「意見聴取実施報告書」の「生活歴及び現病歴」、「被聴取者（請求者以外）からの意見」及び「請求者からの聴取内容のうち、担当委員の所見、意見聴取全体を通しての担当委員の所見及び調査委員の見解」

e 「意見書（病院管理者等）」の「意見内容」

f 「〇〇に基づく事前審査書」の「2. 調査時の状況等のうち、家族構成、家庭の状況、生活歴等、申請・通報等をされた原因（言動・経緯）、現在の状況等、現在までの主な治療歴」

g 「〇〇に関する診断書（1通目）」の「病名及びICDカテゴリー、重大な問題行動に関する判定、現在の〇〇症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像に関する判定、診察時の特記事項」及び「生活歴及び現病歴」

h 「〇〇に関する診断書（2通目）」の「病名及びICDカテゴリー、重大な問題行動に関する判定、現在の〇〇症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像に関する判定、診察時の特記事項」及び「生活歴及び現病歴」

(ウ) 本件文書4のうち「退院等の請求に係る〇〇の審査結果について（通知）」の「理由要旨」

(エ) 本件文書5のうち「〇〇の定期病状報告書（〇〇年〇〇月）」の「病名及びICDカテゴリー、入院期間の履歴、〇〇後の治療の内容とその結果、今後の治療方針、処遇、看護及び指導の現状に関する判定、重大な問題行動に関する判定、現在の〇〇症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像に関する判定、診察時の特記事項」及び「生活歴及び現病歴」

(オ) 本件文書6のうち「〇〇の定期病状報告書（〇〇年〇〇月）」の「病名及びICDカテゴリー、入院期間の履歴、〇〇後の治療の内容

とその結果、今後の治療方針、処遇、看護及び指導の現状に関する判定、重大な問題行動に関する判定、現在の〇〇症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像に関する判定、診察時の特記事項」及び「生活歴及び現病歴」

イ 本件審査請求の理由

(ア) 本件不開示処分に至る経緯

審査請求人は、審査請求人の認識によれば、〇〇年〇〇月〇〇日〇〇、自宅近くのコンビニエンスストアにいたところ、〇〇の通報により臨場した警察官に身柄を拘束され、翌〇〇日に〇〇に入院させられた。

審査請求人は、自分が〇〇となった理由を知るため、千葉県に対し保有個人情報の開示請求を行ったが、肝心の理由部分が全て不開示とされた。

〇〇という重大な処分を受けたにもかかわらず、その理由を全く知ることができないのは、日本国憲法の定める適正手続の保障（31条）、知る権利（21条1項）及び自己情報コントロール権（13条）の重大な侵害であり、到底承服できないので、本審査請求に及ぶ。

なお、審査請求人は、不開示情報のうち、関係者の氏名等個人を識別できる情報については開示を求めない。

(イ) 一部不開示の理由について（総論）

- a 本件審査請求で開示を求める一部不開示処分の理由は、法78条1項7号柱書に該当するというものである。

同号柱書の「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、当該事務又は事業が、根拠規定や趣旨に照らし、開示の必要性等の種々の利益衡量をしたうえで適正な遂行といえるものでなければならない。

また、単に行政機関においてそのおそれがあると判断するだけでなく客観的にそのおそれがあると認められることが必要である。

さらに、「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものでなければならず、「おそれ」の程度も、抽象的なものでは足りず、法的保護に値する蓋然性が必要である。

したがって、7号柱書を理由とする不開示部分については、不開示とした場合に害される法益との利益衡量を行い、当該〇〇手続の「適正な遂行」かどうか検討し、それが肯定される場合でも、「支障」を及ぼす「おそれ」が抽象的なものにとどまらず実質的・客観的に認められる場合でない限り、開示しなければならない。

- b 本件審査請求にかかる不開示部分の不開示理由は概ね共通してお

り、〇〇に関する情報を開示すると、「通報内容及び調査内容に不満や疑念を抱いた者からの誹謗中傷や不当な圧力を考慮して」、情報提供者（陳述者、医師その他関係者）が情報提供や診察・意見の表明を「躊躇するおそれ」があり、〇〇に関する「業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」というものである。

しかしながら、ここでいう「通報内容及び調査内容に不満や疑念を抱いた者」とは、意に反して〇〇させられた者すなわち審査請求人を指していると解されるところ（それ以外に不満や疑念を抱く者は想定し難い）、本件開示請求で審査請求人は、情報提供者の氏名・所属・続柄など個人が識別できる情報については開示を求めている。審査請求人は、自分が〇〇となった具体的な理由を知りたいだけであり、「誰が」という情報の開示を求めるものではない。

したがって、本件開示請求にかかる情報を開示しても情報提供者は特定されないから、情報提供者が「誹謗中傷や不当な圧力」を受ける具体的危険はない。

誹謗中傷や不当な圧力を受ける具体的危険がない以上、「躊躇するおそれ」も仮定的で抽象的なおそれにとどまるのであり、不開示理由に該当しない。

また、本件不開示情報に関する〇〇はすでに〇〇年〇〇月に解除されているから、〇〇に関する「業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は生じない。

したがって、本件開示請求にかかる不開示情報は、いずれも法78条1項7号柱書の不開示理由に該当しないから、開示しなければならない。

- c 本件開示請求は、〇〇という重大な行政措置の具体的理由の開示を求めるものであり、〇〇が適正に行われたことを本人に対し明らかにする必要性は高く、請求人の権利利益を保護するために特に必要であるから、仮に不開示情報に該当するとしても、裁量的に開示すべきである（法80条）。

(ウ) 実施機関の開示しない理由について

- a 本件決定に記載された開示しない理由（3）について

「通報者から正確な情報を聴取することができなくなるおそれ」及び「事前調査に対する対象者からの協力が得られなくなるおそれ」は、いずれも抽象的なものにとどまり具体的・客観的なおそれではない。

これらの「おそれ」は、「通報内容及び調査内容に不満を抱いた者からの誹謗中傷や不当な圧力」がなされるかもしれないという抽

象的な仮定を前提としており、仮定のうえに抽象的な「おそれ」があるだけでは、不開示理由に該当しない。

通報者や調査対象者の個人を識別できる情報（氏名や続柄など）の開示は求めないので、通報者や調査対象者に対し直接に「誹謗中傷や不当な圧力」がなされることは考えられない。

また、本件〇〇はすでに解除されているから、今後、「通報者からの正確な情報を聴取することができなくなる」おそれや「事前調査に対する対象者からの協力が得られなくなるおそれ」は生じないし、「通報内容の整理が困難になること」も「調査者による〇〇の適否に係る公正で客観的な判断が行われなくなること」も起こり得ないことであり、「〇〇業務の適正な遂行に支障を及ぼす」おそれはない。

b 本件決定に記載された開示しない理由（5）について

「当該医師が医学的知見に基づく客観的な診断を躊躇するおそれ」や「〇〇の適否に係る公正で客観的な診断が行われなくなるおそれ」は、いずれも抽象的なものにとどまり具体的・客観的なおそれではない。

これらの「おそれ」は、「通報内容及び調査内容に不満を抱いた者からの誹謗中傷や不当な圧力」がなされるかもしれないという抽象的な仮定を前提としており、仮定のうえに抽象的な「おそれ」があるだけでは、不開示理由に該当しない。

通報者や調査対象者の個人を識別できる情報（氏名や続柄など）の開示は求めないので、通報者や調査対象者に対して直接に「誹謗中傷や不当な圧力」がなされることは考えられない。

また、当該医師は、〇〇に必要な法定の手続の一環として診察する職責を有しているのであるから、情報開示による「誹謗中傷や不当な圧力」を仮定して「医学的知見に基づく客観的な診断を躊躇」したり「〇〇の適否に係る公正で客観的な診断」を行わなくなったたりすることは、その職責に照らし許されないことであり、不開示の正当な理由にならないというべきである。

加えて、本件〇〇はすでに解除されているので、今後これらのおそれが生じることはなく、「〇〇業務の適正な遂行に支障を及ぼす」おそれは生じない。

c 本件決定に記載された開示しない理由（6）について

「陳述者が〇〇に必要な事実を提供することを躊躇するおそれ」及び「〇〇指定医による〇〇の適否に係る公正で客観的な診断が行われなくなる」おそれは、いずれも抽象的なものにとどまり、具体

的・客観的なおそれではない。

また、〇〇指定医（以下、「指定医」という。）は、〇〇に必要な法定の手続の一環として診察する職責を有しているのであるから、情報開示による「誹謗中傷や不当な圧力」を考慮して「〇〇の適否に係る公正で客観的な診断」を行わなくなるようなことは、その職責に照らし許されないことであり、不開示の正当な理由にならないというべきである。

しかも、すでに〇〇が解除されている以上、今後これらのおそれが生じることはなく、「〇〇業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は生じない。

d 本件決定に記載された開示しない理由（８）について

「今後〇〇委員が公正で客観的な判断をすることを躊躇するおそれ」や「〇〇への適切な医療の提供及び保護の視点に立った退院請求等審査が行われなくなる」おそれは、いずれも抽象的なものにとどまり、具体的・客観的なおそれではない。

また、〇〇委員は、〇〇に必要な法定の手続の一環として審査を行うのであるから、情報開示による「誹謗中傷や不当な圧力」を考慮して「公正で客観的な判断をすることを躊躇する」ことは、その職責に照らし許されないことであり、不開示の正当な理由にならないというべきである。

加えて、すでに〇〇が解除され審査請求人は退院しているのだから、今後これらのおそれが生じることはなく、「退院請求等審査業務の適正な遂行に支障をおよぼすおそれ」は生じない。

e 本件決定に記載された開示しない理由（１０）について

「今後関係者からの情報提供等、退院請求等審査への十分な協力が得られず、正確な事実の把握が困難になるおそれ」や「〇〇による退院請求の適否に係る公正で客観的な判断が行われなくなる」おそれは、いずれも抽象的なものにとどまり、具体的・客観的なおそれではない。

しかも、すでに〇〇が解除され審査請求人は退院しているのだから、今後これらのおそれが生じることはなく、「退院請求等審査業務の適正な遂行に支障をおよぼすおそれ」は生じない。

f 本件決定に記載された 開示しない理由（１２）について

「記録者が意見聴取において被聴取者等から正確な情報を聴取することを躊躇し、また、退院請求等審査に必要な事実を提供することを躊躇するおそれ」や「〇〇による退院請求の適否に係る公正で客観的な判断が行われなくなる」おそれは、いずれも抽象的なもの

にとどまり、具体的・客観的なおそれではない。

また、〇〇委員は、〇〇に必要な法定の手続の一環として記録を行うのであるから、情報開示による「誹謗中傷や不当な圧力」を考慮して「被聴取者等から正確な情報を聴取することを躊躇」したり、「退院請求等審査に必要な事実を提供することを躊躇」したりすることは、その職責に照らし許されないことであり、不開示の正当な理由にならないというべきである。

しかも、すでに〇〇が解除され審査請求人は退院しているのだから、今後これらのおそれが生じることはなく、「退院請求等審査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は生じない。

g 本件決定に記載された開示しない理由（13）について

「被聴取者が正確な情報や率直な意見を述べることを躊躇するなど、今後退院請求等審査に対して被聴取者からの十分な協力が得られず、正確な事実の把握が困難になるおそれ」や「〇〇による退院請求の適否に係る公正で客観的な判断が行われなくなる」おそれは、いずれも抽象的なものにとどまり、具体的・客観的なおそれではない。

しかも、すでに〇〇が解除され審査請求人は退院しているのだから、今後これらのおそれが生じることはなく、「退院請求等審査業務の適正な遂行に支障をおよぼすおそれ」は生じない。

h 本件決定に記載された開示しない理由（14）について

「聴取者たる〇〇委員が正確な情報や率直な意見を述べることを躊躇するなど、意見聴取の手続を簡略化ないしは形骸化させるおそれ」や「〇〇による退院請求の適否に係る公正で客観的な遂行に支障を及ぼすおそれ」はいずれも抽象的なものにとどまり、具体的・客観的なおそれではない。

また、〇〇委員は、〇〇に必要な法定の手続の一環として所見や見解を示すのであるから、情報開示による「誹謗中傷や不当な圧力」を考慮して「正確な情報や率直な意見を述べることを躊躇」したり、「意見聴取の手続を簡略化ないし形骸化」したりすることは、その職責に照らし許されないことであり、不開示の正当な理由にならないというべきである。

しかも、すでに〇〇が解除され審査請求人は退院しているのだから、今後これらのおそれが生じることはなく、「退院請求等審査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は生じない。

i 本件決定に記載された開示しない理由（15）について

「意見者が正確な情報や率直な意見を述べることを躊躇するなど、

今後退院請求等審査に対して意見者からの十分な協力が得られず、正確な事実の把握が困難になるおそれ」や「〇〇による退院請求の適否に係る公正で客観的な判断が行われなくなる」おそれは、いずれも抽象的なものにとどまり、具体的・客観的なおそれではない。

しかも、すでに〇〇が解除され審査請求人は退院しているのだから、今後これらのおそれが生じることはなく、「退院請求等審査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は生じない。

j 本件決定に記載された 開示しない理由（16）について

「診察した医師や病院管理者等が医学的知見に基づく客観的な診断をすることを躊躇するおそれ」、「〇〇に対する適正な医療の提供や退院支援に支障が生じるおそれ」、「報告内容が簡略化ないしは形骸化することで、〇〇による報告内容の適否に係る公正で客観的な判断が行われなくなるおそれ」及び「〇〇の権利擁護及び適正な医療の確保といった〇〇の目的が十分に達成できなくなる」おそれは、いずれも抽象的なものにとどまり、具体的・客観的なおそれではない。

また、医師や医療管理者は、〇〇に必要な法定の手続の一環として診断や情報提供をし、〇〇は、〇〇に必要な法定の手続の一環として判断をするのであるから、「誹謗中傷や不当な圧力」を嫌って「医学的知見に基づく客観的な診断をすることを躊躇」したり、「〇〇に対する適正な医療の提供や退院支援に支障」を生ぜしめたり、「報告内容を簡略化ないしは形骸化」したりすることは、その職責に照らし許されないことであり、不開示の正当な理由にならないというべきである。

しかも、すでに〇〇が解除され審査請求人は退院しているのだから、今後これらのおそれが生じることはなく、「〇〇の権利擁護及び適正な医療の確保といった〇〇の目的が十分に達成できなくなる等、〇〇業務の退院請求等審査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は生じない。

k 本件決定に記載された開示しない理由（17）について

「陳述者ないしは報告者が診察に必要な事実を提供することを躊躇するおそれ」、「〇〇指定医による定期病状報告に係る公正で客観的な診断が行われず、〇〇に対する適正な医療の提供や退院支援に支障が生じるおそれ」、「診察自体や報告内容が簡略化ないし形骸化することで、〇〇による報告内容の適否に係る公正で客観的な判断が行われなくなるおそれ」及び「〇〇の権利擁護及び適正な医療の確保といった〇〇の目的が十分に達成できなくなる」おそれは、い

ずれも抽象的なものにとどまり、具体的・客観的なおそれではない。

また、医師や医療管理者は、〇〇に必要な法定の手続の一環として診断や情報提供をし、〇〇は、〇〇に必要な法定の手続の一環として判断をするのであるから、情報開示による「誹謗中傷や不当な圧力」を考慮して「診察に必要な事実を提供することを躊躇」したり、「定期病状報告に係る公正で客観的な診断が行われ」なかったり、「〇〇に対する適正な医療の提供や退院支援に支障」を生ぜしめたり、「報告内容を簡略化ないしは形骸化」したりすることは、その職責に照らし許されないことであり、不開示の正当な理由にならないというべきである。

しかも、すでに〇〇が解除され審査請求人は退院しているのだから、今後これらのおそれが生じることはなく、「〇〇の権利擁護及び適正な医療の確保といった〇〇の目的が十分に達成できなくなる等、〇〇業務の退院請求等審査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は生じない。

1 小括

以上から、不開示理由はいずれも法78条1項7号柱書に該当しないから、本件請求にかかる不開示情報は開示されなければならない。

(エ) 開示の必要性

審査請求人は、〇〇により意に反して〇〇させられ〇〇もの長期間にわたり行動の自由を著しく制限されるという極めて重大な不利益処分を受けたのであるから、その〇〇の具体的理由を知ることは重要な権利である。

すでに〇〇が終了して一定の時間が経過しており、当該〇〇にかかる事務に今後支障が生じることはない。

にもかかわらず、本件不開示処分により、未だ〇〇に至った理由を知ることができないというのは、適正手続の保障（憲法31条）、自己情報を知る権利（同21条1項）及び自己情報をコントロールする権利（同13条）を著しく侵害するものである。

本件開示請求にかかる不開示情報を開示して〇〇の具体的理由を本人に示すことこそ〇〇の権利擁護に資するものである。不開示情報を開示すればその内容に不満や疑念を抱いた本人が「誹謗中傷や不当な圧力」を及ぼすかのような偏見のもとで「業務の適正な遂行に支障が及ぶ」とすることは、〇〇に対する差別的な対応であるといわざるをえない。

(オ) 以上から、審査請求人は、前記ア記載のとおり不開示部分の開示を

求める。

(2) また、審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

後記4(3)アからシまでに対し、以下のとおり反論する。

ア はじめに

本件決定の不開示部分にかかる不開示理由は、法78条1項7号柱書に該当するというもののみであった。

ところが、今般の弁明書においては、上記不開示理由に加えて、新たに法78条1項2号、同3号ロ、同6号を加えた。このような不開示理由の変遷は、本来開示すべき個人情報を、十分に検討することなく不開示としたものであり、合理的な不開示理由がないことを推認させる事情であることを指摘しておく。

以下、弁明書記載の不開示理由について反論する。

イ 法78条1項2号について

(ア) 処分庁は、「開示することにより、他の情報と照合することによって、特定されるおそれがあり、陳述者や指定医に関する情報が特定される可能性もある」(7頁9行以下)とし、指定医が作成した診断書の筆跡、もしくは所属機関のホームページ上の氏名・顔写真等との照合により指定医を特定することが可能であるとする。

しかしながら、本件開示請求では、情報提供者の氏名・所属・続柄など個人が識別できる情報については開示を求めているのだから、診断医の筆跡だけでは他の情報と照合しても個人を特定することはできない。しかも、診断書の一部開示部分にはすでに審査請求人の氏名や住所などについて診断医の筆跡と思われる文字が開示されているから、処分庁が「筆跡によって個人が特定される可能性がある」などと考えていないことは明らかである。

また、不開示部分の多くは印字による記載であるから、印字部分を開示しても筆跡により個人が特定されるということはない。

筆跡によって個人が特定されるおそれがあるとすれば、署名部分であろうが、署名部分は不開示で構わない。

(イ) 開示請求対象の情報の中に第三者を識別することができる情報があれば該当部分だけ不開示とすれば足りるのであって、項目全体や段落全体を不開示とすることは広範に過ぎ、過度の不開示は違法である。本件不開示部分の多くは、開示されているタイトルや項目に照らせば、第三者識別情報でない情報が多く含まれていると推測されるにもかかわらず、広範なマスキングがされており、違法である。

(ウ) 仮に、法78条1項2号に該当する場合でも、同号イないしハに該

当する場合は、情報を開示しなければならない。

とりわけ、当該情報が地方公務員の職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分は開示しなければならない（同号ハ）。

(エ) 以上から、2号不開示事由は理由がない。

ウ 法78条3号ロについて

(ア) 所論は、「通報者や調査対象者から陳述のあった被診察者の生活歴及び現病歴の情報については、被診察者には明かされないという前提の下で提供されたもの」であるとして、法78条1項3号ロの「法人等又は個人における通例として開示しないこととされているもの」に該当すると主張する。

(イ) しかしながら、3号事由は、その柱書にあるとおり「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報」又は「開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報」に関するものであり、その趣旨は、公の機関以外（主に民間）の法人等の活動や個人の事業活動を保護するためのものである。

本件審査請求において開示を求める情報は、民間の法人や個人事業主の事業活動に関する情報ではないから、そもそも該当しない。

(ウ) また、同号ロは、行政機関等の要請を受けて「任意に提供されたもの」を対象としているから、法律上行政機関への情報提供が義務付けられていて、その権限により行政機関が情報を収集する場合は除かれる。

〇〇手続きにおける2名の指定医による診断に係る情報、〇〇の要否の判定は、退院請求にかかる〇〇の審査内容等は、任意に提供された情報ではなく、法律上行政機関への提供が義務付けられている情報であるから、3号ロには該当しない。

(エ) 仮に、3号に該当する情報であるとしても、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」については、常に開示しなければならない（3号但書）。

本件で、審査請求人がいかなる理由で〇〇となったのか、その具体的内容を本人が知ることは、自分の置かれた状況を知ることであり、社会の中で自律的に生活していくうえで必要かつ重要な権利法益であるから、不開示は認められない。

(オ) 以上から、3号不開示事由は理由がない。

エ 法78条6号について

(ア) 所論は、「開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決

定の中立性が不当に損なわれるおそれ」(6号)を理由とする。

(イ) しかしながら、同号の趣旨は、行政機関等としての最終的な決定前の事項に関する情報(意思形成過程情報)を時期尚早な段階で開示することによって、その意思決定が損なわれないようにすることにある。

したがって、国や地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報でなければ該当しない。

また、意思形成過程情報であるから、最終的に意思決定された情報は含まれない。

さらに、行政機関等による意思形成過程情報であっても、「中立性が不当に損なわれるおそれ」が要件であり、「中立性」と「不当性」が要件であって、単に意見交換や意思決定が損なわれるおそれがあるというだけでは、該当しない。

(ウ) 本件における一部不開示情報は、開示された部分から推測する限り、「行政機関」による「意思形成過程情報」で意思決定の「中立性」が「不当」に損なわれるという条件を満たす情報があるとは考え難い。

よって、6号不開示事由は理由がない。

オ 7号事由を含む不開示理由全般に見られる〇〇に対する差別偏見

(ア) 弁明書では、「陳述内容に不満や疑念を抱いた者が、内容の真偽や詳細を確認するために、その陳述者や指定医のところに直接出向いたり、電話等で説明を求めたり、抗議したりする等のほか、誹謗中傷や不当な圧力が加えられるおそれは否定できず」(7頁14行以下)、「情報開示による誹謗中傷や不当な圧力を受ける具体的危険はないとは言いきれない」(12頁1～2行)、「当該情報は開示することにより内容に不満や疑念を抱いた者から、関係機関に対し記載内容の真偽や詳細確認をするため、直接出向いたり、電話等で説明を求めたり、抗議したりする等のほか、誹謗中傷や不当な圧力が加えられるおそれは否定できない」(12頁13行以下)、「情報開示による誹謗中傷や不当な圧力を受ける具体的危険性がないとは言いきれない」(13頁下から12行以下)、「当該情報を開示すると、審査請求人と被聴取者の間で軋轢を生じ、誹謗中傷や不当な圧力が生じることは否定できず」(14頁7行以下)、「所見や見解に不満や疑念を抱いた者が内容の真偽や詳細確認するため、〇〇委員の所属へ直接出向いたり、電話等で説明を求めたり、抗議したりする等のほか、誹謗中傷や不当な圧力が加えられるおそれは否定できず」(15頁8行以下)、「誹謗中傷や不当な圧力を受ける具体的危険はないとは言いきれない。内容の真偽や詳細確認するため、〇〇委員の所属へ直接出向いたり、電話等で説明を求めたり、抗議したりする等のほか、誹謗中傷や不当な圧力を受け

る具体的危険はないとは言い切れず」(15頁下から8行以下)、「当該情報を開示すると、内容に不満や疑念を抱いた者と病院管理者との間で軋轢を生じることが否定できず、内容の真偽や詳細確認をするため、直接出向いたり、電話等で説明を求めたり、抗議したりする等のほか、誹謗中傷や不当な圧力が加えられるおそれは否定できない」(16頁12行以下)、「当該情報を開示すると、内容に不満や疑念を抱いた者と当該医師等との間に軋轢が生じ、誹謗中傷や不当な圧力により」(17頁11頁)、「当該情報を開示すると、陳述者に対し、不満や疑念を抱いた者から誹謗中傷や不当な圧力により」(19頁12行以下)などと、情報を開示することによって、審査請求人本人から情報提供者が違法・不当な不利益を被るおそれを問題にする。

その意味するところは、〇〇させられた〇〇は不満をもって情報提供者や関係機関に対して違法・不当な行為に出るであろうということであり、〇〇に対する偏見ないし差別思想に基づくものといわざるをえない。本件で具体的にそのような危険が想定される事情は全くない。

〇〇となった本人が、〇〇解除後に、〇〇の理由を確認するために、自身に関する情報部分を開示請求しているにもかかわらず、実質的部分を全く開示せず、不開示の理由として、繰り返し、不満を抱いた本人が関係者に違法不当な働きかけをすることの危険性を強調することは、〇〇に対する偏見差別の現れであり、〇〇法、〇〇法及び〇〇法の基本理念に著しく反する。

(イ) 〇〇法は、「〇〇を掲げる。

「〇〇。」

そして、国と地方公共団体の責務として、〇〇が定められている。

(ウ) また、〇〇法は、〇〇を目的とする」(1条)。

そして、都道府県には、法律の実施に関し、次の責務がある(2条2項)。

「〇〇。」

(エ) これらの法律と相まって〇〇法は、〇〇を目的とし(1条)、地方公共団体の義務(2条)として、「〇〇が社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をすることができるように努力する」と定めている。

かかる法の理念に照らせば、〇〇に至った経緯や〇〇中の本人に関する情報について、〇〇後に本人が知ることは当然の権利であり、通報者や関係機関等の協力を得られなくなることを理由として、措置解除後にもかかわらず本事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれを生じさせるとか、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるという理由で不開示にすることは、〇〇に関する上記各法律の基

本理念に反しており、もはや適正な事務の遂行とは言い難く、不開示の正当な理由として認められないというべきである。

カ 結語

以上のとおりであるから、処分庁の弁明はいずれも理由がなく、不開示部分を速やかに開示するよう求める。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

(2) 処分の内容及び理由

ア 処分の内容

(ア) 審査請求に係る処分

本件審査請求に係る処分は、本件決定である。

(イ) 保有個人情報開示請求について

審査請求人は、令和6年2月14日付け保有個人情報開示請求書において、本件開示請求を請求内容とする保有個人情報開示請求を行った。

(ウ) 保有個人情報の特定及びそれが記録された行政文書の内容について

a 保有個人情報の特定について

本件開示請求を受け、本件文書に記録された保有個人情報を特定し、本件決定を行った。

b 行政文書の内容

(a) 本件文書1は、審査請求人からの退院等の請求に対する審査を実施するにあたり、〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇セ第〇〇号の依頼を受けて、〇〇保健所が〇〇に関する資料を送付した内容の文書である。

(b) 本件文書2は、〇〇が退院等の請求に対する審査を実施するにあたり、退院請求者及び入院先病院管理者、家族等に退院等の請求に係る意見聴取の実施を通知した内容の文書である。

(c) 本件文書3は、〇〇が退院等の請求の審査結果を実施機関に通知した内容の文書である。

(d) 本件文書4は、実施機関が退院等の請求の審査結果を退院請求者及び入院先病院管理者、家族等に通知する内容の文書である。

(e) 本件文書5及び6は、病院管理者から保健所に提出のあった〇〇たる審査請求人の定期病状報告書を送付した文書である。

c 事務の内容

本文書1から4までは、審査請求人が当事者として、〇〇になり、退院等の請求を行ったため、当該患者に関する資料として、請求受理の直近1年以内のものについては当該書類を〇〇に提出を求め、審査及び結果通知をするにあたり参考とされたものである。本文書5及び6は、〇〇たる審査請求人の病状について、〇〇に基づく定期の報告として作成されたものである。

イ 本件決定に関して、上記ア（ウ）で特定した本文書における不開示部分及び不開示理由は本件決定のとおりである。

(3) 本件決定の妥当性について

ア 一部不開示の理由について（総論）

(ア) 審査請求人は、本件審査請求で開示を求める一部不開示処分の理由は、法78条1項7号柱書に該当するというものである。同号柱書の「当該事務または事務の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、当該事務又は事業が、根拠規定や趣旨に照らし、開示の必要性等の種々の利益衡量をしたうえで適正な遂行といえるものでなければならない。また、単に行政機関においてそのおそれがあると判断するだけではなく客観的にそのおそれがあると認められることが必要である。さらに、「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものでなければならず、「おそれ」の程度も、抽象的なものでは足りず、法的保護に値する蓋然性が必要である。したがって、7号柱書を理由とする不開示部分については、不開示とした場合に害される法益との利益衡量を行い、当該〇〇手続きの「適正な遂行」かどうか検討し、それが肯定される場合でも、「支障」を及ぼす「おそれ」が抽象的なものにとどまらず実質的・客観的に求められる場合でない限り、開示しなければならないと主張している。

しかしながら、〇〇は〇〇に基づいて、医療及び保護のため、〇〇を都道府県知事の権限で入院させる制度である。都道府県知事は、〇〇に規定されている申請、通報等を受け、調査の上必要があると認めるときは、2名以上の指定医による診察をさせなければならない。

この申請・通報等は、〇〇の発動につながり得る情報であり、虚偽の申請を行った場合は罰則が設けられている等、真に適正に行われなければならない。通報者から率直かつ正確な情報を聴取する必要がある。

また、診察を行う指定医は都道府県知事が個別の事案ごとに診察を行うことを委嘱した指定医であり、厚生労働大臣の定める基準に従い、当該診察をした者が〇〇であり、かつ医療及び保護のために入院させなければならない〇〇かどうかの判定を行わなければならない。都道府県知事

は、個別の指定医に患者を診察させることとなるが、この指定医は、知事の指定する日時、場所等において〇〇を診断するが、この診断は、通常医師が患者の求めに応じて行う診断とは異なり、診断内容を患者又はその家族に知らせる義務を負うものではなく、命令者たる知事に診断内容を報告することのみをもって足りるとされている。

〇〇の要否の判定は、患者の人権確保の観点からも厳に適正でなければならないことは当然であり、判定の基準が設けられていることもこの要請に沿うものであるが、最終的には個々の指定医の診断行為によるものであるだけに、他にも、以下のような十分な配慮が行われなければならない。実際に診察を行う2名以上の指定医の選定にあたっては、原則として同一の医療機関に所属する指定医を選定しないこととするとともに、〇〇決定後の入院先は当該指定医の所属医療機関をできるだけ避けるように配慮することが必要である。

都道府県知事が〇〇させることができるのは、2名以上の指定医の診断結果が、〇〇という点で一致した時に限られており、2名以上の指定医による医学的な判断に基づいて、厳正に〇〇の要否を決定している。

〇〇にあたり通報者や調査対象者（以下、4において「陳述者」という。）から陳述のあった被診察者の生活歴及び現病歴の情報については、被診察者には明かされないという前提の下で提供されたものであり（法第78条1項3号ロ 開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものに該当）、この前提が保障されない場合、今後陳述者が、実施機関に対して信頼をなくし、意見を述べることを躊躇し、協力を拒否することは否定できない。将来の〇〇業務の適正な遂行に著しく支障をきたし、若しくは形骸化し、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（法第78条1項7号柱書に該当）。

また、〇〇の診断に係る情報については、被診察者の意思とは関わりなく〇〇の要否を決定するために行われ、その結果によっては被診察者に不利益処分がなされるものである性質上、被診察者に診断内容を開示する前提では診断書の作成を行っておらず、当該情報を開示すると、今後当該指定医になろうとするものが、率直な意見を述べることを躊躇し、〇〇の適否に係る公正で客観的な診断が行われなくなるおそれが生じることは否定できず、将来の〇〇業務の適正な遂行に著しく支障をきたし、もしくは形骸化し、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、〇〇に規定される退院等の請求（以下、「退院等請求」とい

う。)については、〇〇の人権に配慮した処遇の確保を図るために設けられた制度であり、入院や入院生活に納得のいかない場合には、入院患者又はその家族等から退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができる制度である。都道府県知事が、入院患者又はその家族等から退院等請求を受けたときに、その内容を〇〇に通知して審査を求め、その審査結果に基づき、〇〇にあっては〇〇解除をし、その他の入院患者にあっては〇〇の管理者に対して退院命令をし、また〇〇の管理者に対して処遇改善命令を行う。都道府県知事は当該患者に関する資料として、請求受理の直近一年以内のものについては当該書類を〇〇へ提出し、その審査の参考とされる。法第78条1項7号柱書に加え、法78条1項6号の相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものに該当する。

したがって、当該情報を不開示としたことは、不当ではない。

(イ) 審査請求人は、本件審査請求にかかる不開示部分の不開示理由は概ね共通しており、〇〇に関する情報を開示すると、「通報内容及び調査内容に不満や疑念を抱いた者からの誹謗中傷や不当な圧力を考慮して」、情報提供者（陳述者、医師その他関係者）が情報提供や診察及び意見の表明を「躊躇するおそれ」があり、〇〇に関する「業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」というものである。しかしながら、ここでいう「通報内容及び調査内容に不満や疑念を抱いた者」とは、〇〇させられた者すなわち審査請求人を指していると解されるどころ（それ以外に不満や疑念を抱く者は想定し難い）、本件開示請求で審査請求人は、情報提供者の氏名、所属及び続柄など個人が識別できる情報については開示を求めている。審査請求人は、自分が〇〇となった具体的な理由を知りたいだけであり、「誰が」という情報の開示を求めるものではない。したがって、本件開示請求にかかる情報を開示しても情報提供者は特定されないから、情報提供者が「誹謗中傷や不当な圧力」を受ける具体的危険はない。誹謗中傷や不当な圧力を受ける具体的な危険がない以上、「躊躇するおそれ」も仮定的で抽象的なおそれにとどまるのであり、不開示理由に該当しない。また、本件不開示情報に関する〇〇はすでに〇〇年〇〇月に解除されているから、〇〇に関する「業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は生じない。したがって、本件開示請求にかかる不開示情報は、いずれも法78条1項7号柱書の不開示理由に該当しないから、開示しなけれ

ばならないと主張している。

しかしながら、本人の同意なくその者を診察、入院させることのある事務である性質上、当該情報の中には被通報者及び被診察者たる審査請求人の認識とは異なる内容や意に沿わない内容が含まれていることがある。当該情報は被診察者には明かされないという前提の下で提供されたものである（法第78条1項3号ロ 開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものに該当）。本件開示請求で審査請求人は、情報提供者の氏名、所属及び続柄など個人が識別できる情報については開示を求めている、とのことだが、開示することにより、他の情報と照合することによって特定されるおそれがあり、陳述者や指定医に関する情報が特定される可能性がある。例えば、診察を行った指定医によっては、その診断書の筆跡、もしくは所属機関のホームページ上の氏名及び顔写真等の掲載情報等との照合により特定されることが可能である。当該情報を開示することによって、陳述内容に不満や疑念を抱いた者が、内容の真偽や詳細を確認するために、その陳述者や指定医のところに直接出向いたり、電話等で説明を求めたり、抗議したりする等のほか、誹謗中傷や不当な圧力が加えられるおそれは否定できず、法第78条1項2号に該当の審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある。また、審査請求人は、本件に関する〇〇はすでに解除されているから、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは生じない、とのことだが、今後も、開示されないという前提が保証されない場合、将来の〇〇業務の適正な遂行に著しく支障をきたし、若しくは形骸化し、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、当該情報を不開示としたことは、不当ではない。

(ウ) 審査請求人は、本件開示請求は、〇〇という重大な行政措置の具体的理由の開示を求めるものであり、〇〇が適正に行われたことを本人に対し明らかにする必要性は高く、請求人の権利利益を保護するために特に必要であるから、仮に不開示情報に該当するとしても、裁量的に開示すべきである（法80条）。

しかしながら、前述のとおり法第78条1項7号柱書当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、加えて法第78条1項第2号開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれ、法第78条1項第3号ロ行政機関の等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたもの等であること、法78条1項6号の審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、意思決定の中立性が

不当に損なわれるおそれ等があるものに該当することを勘案すると、当該情報を開示する特段の必要性があるとは認められない。

イ 本件決定の開示しない理由（３）について

- ・法第７８条１項第３号ロに該当
- ・法第７８条１項第２号に該当
- ・法第７８条１項７号柱書に該当

審査請求人は、「通報者から正確な情報を聴取することができなくなるおそれ」及び「事前調査に対する対象者からの協力が得られなくなるおそれ」は、いずれも抽象的なものにとどまり具体的・客観的なおそれではない。これらの「おそれ」は「通報内容及び調査内容に不満を抱いた者からの誹謗中傷や不当な圧力」がなされるかもしれないという抽象的な仮定を前提としており、仮定のうえに抽象的な「おそれ」があるだけでは、不開示理由に該当しない。通報者や調査対象者の個人を識別できる情報（氏名や続柄など）の開示は求めないので、通報者や調査対象者に対し、直接に「誹謗中傷や不当な圧力」がなされることは考えられない。また、本件〇〇はすでに解除されているから、今後、「通報者からの正確な情報を聴取することができなくなる」おそれや「事前調査に対する対象者からの協力が得られなくなるおそれ」は生じないし、「通報内容の整理が困難になること」も「調査者による〇〇の適否に係る公正で客観的な判断が行われなくなること」も起こり得ないことであり、「〇〇業務の適正な遂行に支障を及ぼす」おそれはない、と主張している。

しかしながら、当該情報については、陳述者から陳述のあった内容については、被通報者には開示されないという前提の下で提供されたものであり、この前提が保障されない場合、今後陳述者が実施機関に対して信頼をなくし、意見を述べることを躊躇し、協力を拒否することは否定できない。それは、内容のみの開示で陳述者の氏名や続柄といった個人情報開示されない前提であったとしても同様であり、また、他の情報と照合することによって個人が特定される可能性があり、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある。さらに、将来の〇〇業務の適正な遂行に著しく支障をきたし、若しくは形骸化し、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、当該情報を不開示としたことは、不当ではない。

ウ 本件決定の開示しない理由（５）について

- ・法第７８条１項第３号ロに該当
- ・法第７８条１項第２号に該当
- ・法第７８条１項７号柱書に該当

審査請求人は、「当該医師が医学的知見に基づく客観的な診断を躊躇するおそれ」や「〇〇の適否に係る公正で客観的な診断が行われなくなるおそれ」は、いずれも抽象的なものにとどまり具体的・客観的なおそれではない。これらの「おそれ」は、「通報内容及び調査内容に不満を抱いた者からの誹謗中傷や不当な圧力」がなされるかもしれないという抽象的な仮定を前提としており、仮定のうえに抽象的な「おそれ」があるだけでは、不開示理由に該当しない。通報者や調査対象者の個人を識別できる情報（氏名や続柄など）の開示は求めないので、通報者や調査対象者に対し直接に「誹謗中傷や不当な圧力」がなされることは考えられない。また、当該医師は、〇〇に必要な法定の手続きの一環として診察する職責を有しているのであるから、情報開示による「誹謗中傷や不当な圧力」を仮定して「医学的知見に基づく客観的な診断を躊躇」したり「〇〇の適否に係る公正で客観的な診断」を行わなくなったりすることは、その職責に照らし許されないことであり、不開示の正当な理由にならないというべきである。加えて、本件〇〇はすでに解除されているので、今後、これらのおそれが生じることはなく「〇〇業務の適正な遂行に支障が及ぼす」おそれは生じない、と主張している。

しかしながら、本人の意思とはかかわりなく〇〇の要否を決定するための診断書である性質上、当該情報の中には被診察者の認識とは異なる内容や意に沿わない内容が含まれていることがある。都道府県知事は、個別の指定医に患者を診察させなければならないが、この指定医は、知事の指定する日時、場所において〇〇を診断するが、この診断は、通常医師が患者の求めに応じて行う診断とは異なり、診断内容を患者又はその家族に知らせる義務を負うものではなく、命令者たる知事に診断内容を報告することのみをもって足りるとされており、〇〇業務の性質上、指定医氏名および診断内容が不開示であることを前提として〇〇を行っている。当該情報を開示すると、今後、当該指定医になろうとする者が意見を述べることを躊躇し、〇〇の適否に係る公正で客観的な診断が行われなくなるおそれが生じることは否定できず、それは診断内容のみの開示であって指定医氏名は不開示であったとしても同様である。所属している指定医の氏名や顔写真を公開している機関もあることから、筆跡を含め他の情報と照合することで、当該指定医を特定するおそれがあり、将来の〇〇業務の適正な遂行に著しく支障をきたし、若しくは形骸化し、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、当該情報を不開示としたことは、不当ではない。

エ 本件決定の開示しない理由（６）について

・法第78条1項第3号ロに該当

- ・法第78条1項第2号に該当
- ・法第78条1項7号柱書に該当

審査請求人は、「陳述者が〇〇に必要な事実を提供することを躊躇するおそれ」及び「〇〇指定医による〇〇の適否に係る公正で客観的な診断が行われなくなる」おそれは、いずれも抽象的なものにとどまり、具体的・客観的なおそれではない。また、〇〇指定医は〇〇に必要な法定の手続の一環として診察する職責を有しているのであるから、情報開示による「誹謗中傷や不当な圧力」を考慮して「〇〇の適否に係る公正で客観的な診断」を行わなくなるようなことは、その職責に照らし許されないことであり、不開示の正当な理由にならないというべきである。しかも、すでに〇〇が解除されている以上、今後これらのおそれが生じることはなく、「〇〇業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は生じない、と主張している。

しかしながら、当該情報の陳述者から陳述のあった内容については、被診察者には開示されないという前提の下で提供されたものであり、この前提が保障されない場合、今後陳述者が実施機関に対して信頼をなくし、意見を述べることを躊躇し、協力を拒否することは否定できない。それは内容のみの開示で陳述者の氏名や続柄といった個人情報が開示されない前提であったとしても同様であり、また、他の情報と照合することによって個人が特定される可能性があり、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある。さらに、将来の〇〇業務の適正な遂行に著しく支障をきたし、若しくは形骸化し、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、当該情報を不開示としたことは、不当ではない。

オ 本件決定の開示しない理由（8）の該当性について

- ・法第78条1項6号に該当
- ・法第78条1項7号柱書に該当
- ・法第78条1項第2号に該当

審査請求人は、「今後〇〇委員が公正で客観的な判断をすることを躊躇するおそれ」や「〇〇への適切な医療の提供および保護の視点に立った退院請求等審査が行われなくなる」おそれは、いずれも抽象的なものにとどまり、具体的・客観的なおそれではない。また、〇〇委員は、〇〇に必要な法定の手続の一環として審査を行うのであるから、情報開示による「誹謗中傷や不当な圧力」を考慮して、「公正で客観的な判断をすることを躊躇する」ことは、その職責に照らし許されないことであり、不開示の正当な理由にならないというべきである。加えて、すでに〇〇が解除され審査請求人は退院しているのだから、今後これらのおそれが

生じることはなく、「退院請求等審査業務の適正な遂行に支障をおよぼすおそれ」は生じないと主張している。

しかしながら、本人の同意なく知事の命令により行われる〇〇の性質及び〇〇に対して不服があり退院を求める退院等請求の性質からして、〇〇が引き続き現在の入院形態での入院が適当であると判断したことを鑑みると、当該情報の中には審査請求人の認識とは異なる内容や意に沿わない内容が含まれていることが考えられる。

当該情報は、〇〇に基づく調査結果や〇〇の診断書、関係者からの意見書、意見聴取から得た情報等を、〇〇委員が医学的知見に基づき判断、作成したもので、法第78条1項6号の審議、検討又は協議に関する情報にあたり、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。また、将来の退院等請求審査業務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。

また、所属している指定医の氏名や顔写真を公開している機関もあることから、他の情報と照合することによって、〇〇委員が特定される可能性があるため、情報開示による誹謗中傷や不当な圧力を受ける具体的な危険はないとは言い切れない。

したがって、当該情報を不開示としたことは、不当ではない。

カ 本件決定の開示しない理由（10）について

・法第78条1項7号柱書に該当

審査請求人は、「今後関係者からの情報提供等、退院請求等審査への十分な協力が得られず、正確な事実の把握が困難になるおそれ」や「〇〇による退院請求の適否に係る公正で客観的な判断が行われなくなる」おそれは、いずれも抽象的なものにとどまり、具体的・客観的なおそれではない。しかも、すでに〇〇が解除され審査請求人は退院しているのだから、今後これらのおそれが生じることはなく、「退院請求等審査業務の適正な遂行に支障をおよぼすおそれ」は生じないと主張している。

しかしながら、当該情報は開示することにより内容に不満や疑念を抱いた者から、関係機関に対し記載内容の真偽や詳細確認をするため、直接出向いたり、電話等で説明を求めたり、抗議したりする等のほか、誹謗中傷や不当な圧力が加えられるおそれは否定できない。今後、関係者となるものからの情報提供等、退院等請求審査への十分な協力が得られず、正確な事実の把握が困難になるおそれがあり、〇〇による退院等請求の適否に係る公正で客観的な判断が行われなくなる等のおそれが生じ、将来の退院等請求審査業務の適正な遂行に著しく支障をきたし、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、当該情報を不開示としたことは、不当ではない。

キ 本件決定の開示しない理由（１２）について

- ・法第７８条１項６号に該当
- ・法第７８条１項７号柱書に該当
- ・法第７８条１項第２号に該当

審査請求人は、「記録者が意見聴取において被聴取者等から正確な情報を聴取することを躊躇し、また、退院請求等審査に必要な事実を提供することを躊躇するおそれ」や「〇〇による退院請求の適否に係る公正で客観的な判断が行われなくなる」おそれは、いずれも抽象的なものにとどまり、具体的・客観的なおそれではない。

また、〇〇委員は、〇〇に必要な法定の手続きの一環として記録を行うのであるから、情報開示による「誹謗中傷や不当な圧力」を考慮して、「被聴取者等から正確な情報を聴取すること躊躇」したり、「退院等請求審査に必要な事実を提供することを躊躇」したりすることは、その職責に照らし許されないことであり、不開示の正当な理由にならないというべきである。しかも、すでに〇〇が解除され審査請求人は退院しているのだから、今後、これらのおそれが生じることはなく、「退院請求等審査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は生じないと主張する。

しかしながら、当該情報は、意見聴取及び退院等請求審査に際して〇〇委員が記録した生活歴や〇〇に至る経緯等に関する情報であり、事前に得た情報（当該患者に係る請求受理直近１年以内の当該書類等）および意見聴取で整理された事実、経緯等を〇〇委員がまとめたものである。〇〇委員は公正で客観的な退院等請求審査が行われることを意図して作成した当該情報には審査請求人の認識と異なる内容や意に沿わない内容が含まれていることがある。

当該情報は法第７８条１項６号の審議、検討又は協議に関する情報にあたり、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。また、将来の退院等請求審査業務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。

また、他の情報と照合することによって、被聴取者、陳述者、調査対象者、〇〇委員が特定される可能性があるため、情報開示による誹謗中傷や不当な圧力を受ける具体的危険はないとは言い切れない。

したがって、当該情報を不開示としたことは、不当ではない。

ク 本件決定の開示しない理由（１３）について

- ・法第７８条１項第３号ロに該当
- ・法第７８条１項第２号に該当
- ・法第７８条１項７号柱書に該当

審査請求人は、「被聴取者が正確な情報や率直な意見を述べることを

躊躇するなど、今後退院請求等審査に対して被聴取者からの十分な協力が得られず、正確な事実の把握が困難になるおそれ」や「〇〇による退院請求の適否に係る公正で客観的な判断が行われなくなる。」おそれは、いずれも抽象的なものにとどまり、具体的・客観的なおそれではない。しかも、すでに〇〇が解除され審査請求人は退院しているのだから、今後これらのおそれが生じることはなく、「退院請求等審査業務の適正な遂行に支障をおよぼすおそれ」は生じないと主張している。

しかしながら、本人の同意なく知事の命令により行われる〇〇の性質や、〇〇に対して不服があり退院を求める退院等請求の性質からして、審査請求人と認識が異なる内容や意思に反する内容が含まれていることがある。退院等請求に係る意見聴取は、被聴取者ごとに個別に行っており、開示されないという前提で〇〇委員の聴取に対し被聴取者が率直に意見を述べている。当該情報を開示すると、審査請求人と被聴取者の間で軋轢を生じ、誹謗中傷や不当な圧力が生じることは否定できず、他の情報と照合することによって、被聴取者が特定されるおそれがあり、情報開示により審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある。

また、今後も開示されないという前提が保障されない場合、被聴取者が実施機関に対して信頼をなくし、意見を述べることを躊躇し、協力を拒否すること等将来の退院等請求審査業務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれ、当該事務又は事業の形骸化を招くおそれがある。

したがって、当該情報を不開示としたことは、不当ではない。

ケ 本件決定の開示しない理由（14）について

- ・法第78条1項6号に該当
- ・法第78条1項7号柱書に該当
- ・法第78条1項第2号に該当

審査請求人は、「聴取者たる〇〇委員が正確な情報や率直な意見を述べることを躊躇するなど、意見聴取の手続を簡略化ないしは形骸化させるおそれ」や「〇〇による退院請求の適否に係る公正で客観的な遂行に支障を及ぼすおそれ」はいずれも抽象的なものにとどまり、具体的・客観的なおそれではない。

また、〇〇委員は、〇〇に必要な法定の手続きの一環として所見や見解を示すのであるから、情報開示による「誹謗中傷や不当な圧力」を考慮して「正確な情報や率直な意見を述べることを躊躇」したり、「意見聴取の手続を簡略化ないしは形骸化」したりすることは、その職責に照らし許されないことであり、不開示の正当な理由にならないというべきである。しかも、すでに〇〇が解除され審査請求人は退院しているのだから、今後、これらのおそれが生じることはなく、「退院請求等審査業

務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は生じないと主張している。

しかしながら、まず、前記ア（ア）で述べたとおり、退院等請求は、本人等の請求に基づいて行われる審査であり、「〇〇委員は〇〇に必要な法定の手続きの一環として所見や見解を示す」のではない。また、本人の同意なく知事の命令により行われる〇〇の性質及び〇〇に対して不服があり退院を求める退院等請求の性質からして、〇〇への適切な医療の提供および保護のため、聴取した〇〇委員は、審査請求人の認識とは異なる内容や意思に反する所見や見解を表明することがある。〇〇委員については、他の情報と照合することによって特定される可能性があり、所見や見解に不満や疑念を抱いた者が内容の真偽や詳細確認をするため、〇〇委員の所属へ直接出向いたり、電話等で説明を求めたり、抗議したりする等のほか、誹謗中傷や不当な圧力が加えられるおそれは否定できず、〇〇委員の日常業務や生活に影響をきたし、委員を継続することが困難になるおそれがある。

今後、聴取者たる〇〇委員となる者が正確な情報や率直な意見を述べることを躊躇するおそれが生じることだけでなく、〇〇委員になることそのものに躊躇し、〇〇を組織すること自体が困難となるおそれが生じることが否定できず、将来の退院等請求審査業務の適正な遂行に著しく支障をきたし、若しくは形骸化し、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、当該情報は法第78条1項6号の審議、検討又は協議に関する情報にあたり、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。また、将来の退院請求等審査業務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。

また、当該情報は他の情報と照合することによって、被聴取者、陳述者、〇〇委員が特定される可能性があり、特定された個人が誹謗中傷や不当な圧力を受ける具体的危険はないとは言い切れない。内容の真偽や詳細確認をするために、特定された個人のところへ直接出向いたり、電話等で説明を求めたり、抗議したりする等のほか、誹謗中傷や不当な圧力を受ける具体的危険はないとは言い切れず、法第78条1項2号に該当の審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、当該情報を不開示としたことは、不当ではない。

コ 本件決定の開示しない理由（15）の該当性について

・法第78条1項7号柱書に該当

審査請求人は、「意見者が正確な情報や率直な意見を述べることを躊躇するなど、今後退院請求等審査に対して意見者からの十分な協力が得られず、正確な事実の把握が困難になるおそれ」や「〇〇による退院請

求の適否に係る公正で客観的な判断が行われなくなる」おそれは、いずれも抽象的なものにとどまり、具体的、客観的なおそれではない。

しかも、すでに〇〇が解除され審査請求人は退院しているのだから、今後、これらのおそれが生じることはなく、「退院請求等審査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は生じないと主張している。

しかしながら、当該情報の中には病院管理者が、審査請求人が行った退院請求に関して率直に意見を述べており、審査請求人と認識が異なる内容や意思に反する内容が含まれている。当該情報を開示すると、内容に不満や疑念を抱いた者と病院管理者の間で軋轢を生じることは否定できず、内容の真偽や詳細確認をするため、病院へ直接出向いたり、電話等で説明を求めたり、抗議したりする等のほか、誹謗中傷や不当な圧力が加えられるおそれは否定できない。また、今後、病院管理者が率直に意見を述べることを躊躇し、または退院等請求に係る審査を行う〇〇に対し協力を拒否する等、将来の退院等請求審査業務の適正執行に著しく支障をきたし、若しくは形骸化し、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、当該情報を不開示としたことは、不当ではない。

サ 本件決定の開示しない理由（16）の該当性について

・法第78条1項7号柱書に該当

審査請求人は、「診察した医師や病院管理者等が医学的知見に基づく客観的な診断をすることを躊躇するおそれ」、「〇〇に対する適正な医療の提供や退院支援に支障が生じるおそれ」、「報告内容が簡略化ないしは形骸化することで、〇〇による報告内容の適否に係る公正で客観的な判断が行われなくなるおそれ」及び「〇〇の権利擁護及び適正な医療の確保といった〇〇の目的が十分に達成できなくなる」おそれは、いずれも抽象的なものにとどまり、具体的・客観的なおそれではない。

また、医師や医療管理者は、〇〇に必要な法定の手続の一環として診断や情報提供をし、〇〇は、〇〇に必要な法定の手続きの一環として判断をするのであるから、「誹謗中傷や不当な圧力」を嫌って「医学的知見に基づく客観的な診断をすることを躊躇」したり、「〇〇に対する適正な医療の提供や退院支援に支障」を生ぜしめたり、「報告内容を簡略化ないしは形骸化」したりすることは、その職責に照らしゆるされないことであり、不開示の正当な理由にならないというべきである。しかも、すでに〇〇が解除され審査請求人は退院しているのだから、今後、これらのおそれが生じることはなく、「〇〇の権利擁護及び適正な医療の確保といった〇〇の目的が十分に達成できなくなる等、〇〇業務の退院請求等審査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは」は生じないと主張

している。

しかしながら、本人の同意なく知事の命令により行われる〇〇の性質であることを鑑みると、診断における診察医師と審査請求人との間で病識の認識について相違する内容や、退院意思とは反する内容を当該情報に含むことがある。当該情報を開示すると、内容に不満や疑念を抱いた者と当該医師等の間に軋轢が生じ、誹謗中傷や不当な圧力により今後、診察医師になろうとするものが意見を述べることを躊躇し、〇〇継続の適否に係る公正で客観的な診断が行われなくなるおそれが生じることは否定できず、報告を受け審査をする〇〇業務の適正な遂行に著しく支障をきたし、若しくは形骸化し、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、審査請求人が当該病院に入院していたため、他の情報との照合により、診察医師の識別ができ、また推測するおそれがある。

したがって、当該情報を不開示としたことは、不当ではない。

シ 本件決定の開示しない理由（17）の該当性について

- ・法第78条1項第3号口に該当
- ・法第78条1項第2号に該当
- ・法第78条1項7号柱書に該当

審査請求人は、「陳述者ないしは報告者が診察に必要な事実を提供することを躊躇するおそれ」、「〇〇指定医による定期病状報告に係る公正で客観的な診断が行われず、〇〇に対する適正な医療の提供や退院支援に支障が生じるおそれ」、「診察自体や報告内容が簡略化ないし形骸化することで、〇〇による報告内容の適否に係る公正で客観的な判断が行われなくなるおそれ」及び「〇〇の権利擁護及び適正な医療の確保といった〇〇の目的が十分に達成できなくなる」おそれは、いずれも抽象的なものにとどまり、具体的・客観的なおそれではない。また、医師や医療管理者は、〇〇に必要な法定の手続の一環として診断や情報提供をし、〇〇は〇〇に必要な法定の手続の一環として判断をするのであるから、情報開示による「誹謗中傷や不当な圧力」を考慮して「診察に必要な事実を提供することを躊躇」したり、「定期病状報告に係る公正で客観的な診断が行われ」なかつたり、「〇〇に対する適正な医療の提供や退院支援に支障」を生ぜしめたり、「報告内容を簡略化ないしは形骸化」したりすることは、その職責に照らし許されないことであり、不開示の正当な理由にならないというべきである。しかも、すでに〇〇が解除され審査請求人は退院しているのだから、今後、これらのおそれが生じることはなく、「〇〇の権利擁護及び適正な医療の確保といった〇〇の目的が十分に達成できなくなる等、〇〇業務の退院請求等審査業務の適正な

遂行に支障を及ぼすおそれ」は生じないと主張している。

しかしながら、まず、〇〇の定期病状報告は、〇〇に規定される定期の報告であり、〇〇の管理者は、〇〇の症状その他報告事項を、入院年月日から起算して六月を経過するまでの間は三月ごとに都道府県知事に報告しなければならず、都道府県知事はその報告を受けたときに、その内容を〇〇に通知し審査を求めることとされている。これらは退院等請求がなされているかどうかにかかわらず行われる定期の報告等の審査である。よって「情報提供」が目的ではなく、また、「〇〇業務の退院請求等審査業務」には含まれない。退院等請求があった場合に、当該報告を審査の参考とする場合もあるが、審査請求人に関しては、〇〇年〇〇月〇〇日に退院請求を受理し、〇〇年〇〇月〇〇日に意見聴取を実施の上で〇〇年〇〇月〇〇日に審査を行っている。〇〇から提出された定期の報告は、〇〇年〇〇月および〇〇年〇〇月のものであり、審査請求人の退院請求審査においては参考として扱っていない。

また当該情報には、〇〇実施時点で陳述者が公正で客観的な〇〇が行われることを意図して述べた生活歴及び現病歴が含まれていることがあり、当該情報については、陳述者から陳述のあった内容については、被診察者には開示されないという前提で提供されたものであることから、この前提が保障されない場合、今後陳述者が実施機関や〇〇に対して信頼をなくし、意見を述べることを躊躇し、協力を拒否することは否定できない。それは内容のみの開示で陳述者の氏名や続柄といった個人情報が開示されない前提であったとしても同様であり、また、他の情報と照合することによって個人が特定される可能性があり、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある。さらに、本人の同意なく知事の命令により行われる〇〇の性質からして、当該情報の中には審査請求人の認識とは異なる内容や意に沿わない内容が含まれていることが考えられる。そして、当然のことながら、定期病状報告に係る診察を行う医師は、被診察者には開示されないという前提で陳述者から提供された情報を元に診察及び報告を行っており、陳述者から正確かつ詳細な情報が得られない場合、定期病状報告に係る定期の診察及びその報告は、意見を述べるのが難しくなり、〇〇継続の適否に係る公正で客観的な診断が行われなくなるおそれが生じることは否定できない。

これらのことから、当該情報を開示すると、陳述者に対し、不満や疑念を抱いた者から誹謗中傷や不当な圧力により、今後、陳述者となろうとするものが〇〇の定期の報告に係る診察に必要な事実を提供することを躊躇するおそれが生じることは否定できず、定期病状報告に係る診察を行う医師は、診察や報告内容が簡略化ないし形骸化することで、〇〇

による報告内容の適否に係る公正で客観的な判断が行われなくなるおそれ及び〇〇の権利擁護及び適正な医療の確保といった〇〇の目的が十分に達成できなくなり、〇〇業務の適正な執行に著しく支障をきたし、若しくは形骸化し、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

なお、これらは虚偽の報告ではない以上、定期病状報告に係る診察を行う医師及び病院管理者、〇〇委員の職責上の不当には該当しない。

したがって、当該情報を不開示としたことは、不当ではない。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記3(1)アのとおり、実施機関が本件決定で不開示とした情報のうち、一部について開示することを求めているので、以下、審査請求人が開示を求めている情報について検討する。

(2) 本件決定の不開示情報について

ア 本件文書について

本件文書1は、審査請求人からの退院等の請求に対する審査を実施するにあたり、〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇セ第〇〇号の依頼を受けて、〇〇保健所が〇〇に関する資料を送付した内容の文書であると認められる。

本件文書2は、〇〇が退院等の請求に対する審査を実施するにあたり、退院請求者及び入院先病院管理者、家族等に退院等の請求に係る意見聴取の実施を通知した内容の文書であると認められる。

本件文書3は、〇〇が退院等の請求の審査結果を実施機関に通知した内容の文書であると認められる。

本件文書4は、実施機関が退院等の請求の審査結果を退院請求者及び入院先病院管理者、家族等に通知する内容の文書であると認められる。

本件文書5及び6は、病院管理者から保健所に提出のあった〇〇たる審査請求人の定期病状報告書を送付した文書であると認められる。

イ 不開示情報について

本件文書のうち、実施機関が本件決定において不開示とした情報は、別表の番号（以下、単に「番号」という。）1から54までのとおりであり、審査請求人が前記3(1)アで開示を求めている情報を審議会として、次に掲げるとおりに分類した。

(ア) 実施機関が関係機関等から聴取した情報（番号1、22、25、26、28及び31。以下「本件聴取等情報」という。）

(イ) 実施機関が行った評価、判定、診断等に関する情報（番号3から6まで、15、18、27、33から36まで、45、48、49、52及び53。以下「本件診断等情報」という。）

ウ 不開示情報該当性について

(ア) 本件聴取等情報について

a 本件聴取等情報は、実施機関が、審査請求人の〇〇に際しての事前調査のために関係機関等から審査請求人について聴取した情報や、審査請求人からの退院等の請求に関して関係機関等とやり取りした際の情報と認められる。

実施機関は、本件聴取等情報について、法第78条第1項第7号に該当し、不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

b 本件聴取等情報は、前記aのとおりであり、当該情報を開示した場合、関係機関との信頼関係が損なわれ、その結果、情報収集に支障を来すなど、適切な措置がとれなくなるおそれがあるといえることから、〇〇業務の目的が達成できなくなり、又は〇〇業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、法第78条第1項第7号に該当し、不開示が相当である。

(イ) 本件診断等情報について

a 本件診断等情報は、〇〇に関する指定医による診断に関する情報や、〇〇業務に際して実施機関が行った評価、判定に関する情報と認められる。

実施機関は、本件診断等情報について、法第78条第1項第7号に該当し、不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

b 本件診断等情報のうち指定医による診断に関する情報

本件診断等情報のうち、番号3から6まで、33から36まで、48、49、52及び53には〇〇に関する指定医による診断に関する情報が記録されており、当該情報を開示すると、指定医は、今後、本人の感情や反応を考慮して、記載内容を開示されたとしても差し障りのない内容にする等、簡略化する事態が想定され、その結果、診断書等の記載内容が形骸化し、〇〇に関する業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、法第78条第1項第7号に該当し、不開示が相当である。

c 本件診断等情報のうち評価、判定に関する情報

本件診断等情報のうち、番号15、18及び27には、実施機関が審査請求人を評価した情報が記録されている。

〇〇は、本人の意に反しても行うことのできる〇〇であり、その性質上、本人と実施機関との間に軋轢を生むおそれのあるものであり、当該情報を開示すると、実施機関の業務に支障を及ぼす行為が行われるおそれがあるといえるため、〇〇業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、法第78条第1項第7号に該当し、不開示が相当である。

(3) 法第80条該当性について

審査請求人は、前記3(1)イ(イ)cにおいて、法第80条に基づく裁量的開示を求めており、審議会が前記(2)において不開示としたことは妥当であると判断した部分のうち番号3、5、33及び35の「現在の状態像」について、審議会が事務局職員を通じて実施機関に確認したところ、〇〇が一部改正されたことに伴い、令和5年4月1日以降、〇〇の決定の際に入院理由を相手方に通知することが義務付けられたとのことである。

そうすると、本件の〇〇の決定時には、本人に入院理由を通知することが法的には義務付けられていなかったものの、その後の法律の改正等によって現在では本人に入院理由を通知すべきものとされていることを考慮すると、実施機関の現時点における対応としては、番号3、5、33及び35の「現在の状態像」について開示することが望ましい。

(4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和6年 8月16日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和6年 9月18日	反論書の受理
令和7年12月18日	審議（令和7年度第8回第2部会）
令和8年 1月29日	審議（令和7年度第9回第2部会）

令和8年 2月26日	審議（令和7年度第10回第2部会）
------------	-------------------

千葉県個人情報保護審議会第2部会

別表

番号	行政文書	頁	文書名	不開示部分	実施機関の不開示理由	審議会による区分
1	対象文書1	2	〇〇に基づく事前調査書	「2. 調査時の状況等」のうち、家族構成、家庭の状況、生活歴等、申請・通報等をされた原因（言動・経緯）、現在の状況等、現在までの主な治療歴	第7号	本件聴取等情報
2		3		「2. 調査時の状況等」のうち、事前調査にあたっての陳述者		—
3		4	〇〇に関する診断書（1通目）	〇〇指定医の氏名及び印影、病名及びICDカテゴリー、重大な問題行動に関する判定、現在の〇〇症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像に関する判定、診察時の特記事項		本件診断等情報 （ただし指定医の氏名及び印影を除く）
4				生活歴、現病歴		本件診断等情報

5	対象文書1	5	〇〇に関する診断書（2通目）	〇〇指定医の氏名及び印影、病名及びICDカテゴリー、重大な問題行動に関する判定、現在の〇〇症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像に関する判定、診察時の特記事項	第7号	本件診断等情報 （ただし指定医の氏名及び印影を除く）
6				生活歴、現病歴並びに陳述者氏名及び続柄		本件診断等情報 （ただし、陳述者氏名及び続柄を除く）
7	対象文書2	3	起案文別記	意見聴取担当委員の氏名	第2号	—
8				家族等の氏名及び続柄		—
9		4	施行文	意見聴取担当委員の氏名（1枚目）	第7号	—
10		4・7		家族等の氏名及び続柄（1、4枚目）		第2号
11		8	案文	意見聴取担当委員の氏名（案1）	第7号	—
12		8・11		家族等の氏名及び続柄（案1、4）		第2号

13	対象文書 3	1 ・ 2	起案文	〇〇委員の印影及び 所属合議体名	第7号	—
14		3 ・ 4	施行文	〇〇会長の氏名及び 意見聴取担当委員の 所属合議体名		—
15				理由要旨		本件診断 等情報
16				参考意見（病院管理 者宛て、家族宛て）		—
17		5 ・ 6	案文	〇〇会長の氏名及び 意見聴取担当委員の 所属合議体名		—
18				理由要旨		本件診断 等情報
19				参考意見（病院管理 者宛て、家族宛て）		—
20		7	退院請求の概要	窓口担当氏名、家族 等の氏名、続柄、電 話番号、生年月日、 年齢、住所及び郵便 番号	第2号	—
21				意見聴取担当委員の 氏名及び所属合議体 名	第7号	—

22	対象文書3	7	退院請求の概要	備考	第7号	本件聴取等情報	
23		8	意見聴取実施報告書	意見聴取担当委員の氏名、印影及び所属合議体名		—	
24				被聴取者氏名、続柄及び意見書提出状況		—	
25				8・9		生活歴及び現病歴	本件聴取等情報
26		9・10	被聴取者（請求者以外）からの意見				
27		10～12	請求者からの聴取内容のうち、担当委員の所見、意見聴取全体を通しての担当委員の所見及び調査委員の見解	本件診断等情報			
28		20	意見書（病院管理者等）	意見内容		第3号イ	本件聴取等情報
29				病院管理者（法人代表者）の印影			—
30				〇〇指定医及び主治医の氏名			第7号

31	対象文書3	21 ・ 22	〇〇に基づく事前調査書	「2. 調査時の状況等」のうち、家族構成、家庭の状況、生活歴等、申請・通報等をされた原因（言動・経緯）、現在の状況等、現在までの主な治療歴	第7号	本件聴取情報
32		22		「2. 調査時の状況等」のうち、事前調査にあたっての陳述者		—
33		23	〇〇に関する診断書（1通目）	〇〇指定医の氏名及び印影、病名及びICDカテゴリー、重大な問題行動に関する判定、現在の〇〇症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像に関する判定、診察時の特記事項		本件診断等情報 （ただし指定医の氏名及び印影を除く）
34						
35		24	〇〇に関する診断書（2通目）	〇〇指定医の氏名及び印影、病名及びICDカテゴリー、重大な問題行動に関する判定、現在の〇〇症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像に関する判定、診察時の特記事項		本件診断等情報 （ただし指定医の氏名及び印影を除く）

36	対象文書 3	24	〇〇に関する診断書（2通目）	生活歴、現病歴並びに陳述者氏名及び続柄	第7号	本件診断等情報（ただし、陳述者氏名及び続柄を除く）
37		2	起案文	〇〇委員の所属合議体名		—
38	対象文書 4	3	起案文別記	「5 付帯意見」のうち、医療機関宛て、家族等宛ての意見	第2号	—
39				家族等の氏名及び続柄		—
40		5・6	施行文	「4 付帯意見」（2枚目、3枚目）	第7号	—
41				家族等の氏名（3枚目）	第2号	—
42		8・9	案文	「4 付帯意見」（案2、案3）	第7号	—
43				家族等の氏名（案3）	第2号	—
44		10・11	退院等の請求に係る〇〇の審査結果について（通知）	〇〇会長の氏名及び意見聴取担当委員の所属合議体名	第7号	—

45	対象文書4	10	退院等の請求に係る〇〇の審査結果について (通知)	理由要旨	第7号	本件診断等情報
46		11		参考意見(病院管理者宛て、家族宛て)		—
47	対象文書5	2	〇〇の定期病状報告書(令和3年10月)	病院管理者(法人代表者)の印影	第3号イ	—
48				病名及びICDカテゴリー、入院期間の履歴、〇〇後の治療の内容とその結果、今後の治療方針、処遇、看護及び指導の現状に関する判定、重大な問題行動に関する判定、現在の〇〇症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像に関する判定、診察時の特記事項、〇〇指定医の氏名	第7号	本件診断等情報 (ただし、指定医の氏名を除く)
49				生活歴及び現病歴並びに陳述者の氏名及び続柄		本件診断等情報 (ただし、陳述者の氏名及び続柄を除く)
50				定期病状報告書を審査した〇〇の合議体名		—

51	対象文書6	2	〇〇の定期病状報告書（令和4年1月）	病院管理者（法人代表者）の印影	第3号イ	—
52			〇〇の定期病状報告書（〇〇年〇〇月）	病名及びICDカテゴリー、入院期間の履歴、〇〇後の治療の内容とその結果、今後の治療方針、処遇、看護及び指導の現状に関する判定、重大な問題行動に関する判定、現在の〇〇症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像に関する判定、診察時の特記事項、〇〇指定医の氏名	第7号	本件診断等情報（ただし、指定医の氏名を除く）
53				生活歴及び現病歴並びに陳述者の氏名及び続柄		本件診断等情報（ただし、陳述者の氏名及び続柄を除く）
54				定期病状報告書を審査した〇〇の合議体名		—

注 「実施機関の不開示理由」欄の、「第2号」は法第78条第1項第2号に該当することを、「第3号イ」は同項第3号イに該当することを、「第7号」は同項第7号に該当することを、それぞれ意味する。